

議案第14号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部改正を踏まえ、扶養手当の支給要件を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の給与に関する条例（昭和30年調布市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「同じ。）」を「同じ。）」又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」に改め、同条第3項第1号中「配偶者」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改める。

第8条第3項第3号及び第4号中「配偶者」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。